

令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度胎内市の地域産業振興事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269,115千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月20日 提出

胎内市長 井畑明彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰入金	1 一般会計繰入金
6 諸収入	1 雑入
7 市債	1 農林水産業債
歳入合計	



歳 出

款	項
3 公債費	1 公債費
4 予備費	1 予備費
歳 出 合 計	



第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 農林水産業費	1 農業費	農産物加工施設運営事業	15,697

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 前			補 正			補 後			
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域産業施設整備事業	千円 13,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.00% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れらるる政府 金などで、利率 見直しを行つた 後については、 当該見直し後の 利率とする。)	千円 15,600	政府資金又は県 貸付金については その融資条件によ るものとし、銀行 その他の場合はそ その債権者と協定 する。ただし、市財政 の都合により、据 置期間及び償還期 間を短縮し、若し は繰上償還又はこ 低利に借換するこ とができる。	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ







2. 歳入

(款) 4 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	11,862	△1,800	10,062
1 一般会計繰入金	11,862	△1,800	10,062
4 繰入金 合 計	11,862	△1,800	10,062

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△1,800	一般会計繰入金

(款) 6 諸収入  
(項) 1 雑入

項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	189	990	1,179
1 雑入	189	990	1,179
6 諸収入 合 計	189	990	1,179

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	990	消費税及び地方消費税還付金

(款) 7 市債  
(項) 1 農林水産業債

項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 農林水産業債	13,800	1,800	15,600
1 農業債	13,800	1,800	15,600
7 市債 合 計	13,800	1,800	15,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地域産業施設事業債	1,800	地域産業施設事業

3. 歳出

(款) 3 公債費  
(項) 1 公債費

項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	他特定財源	
1 公債費	4,841	207	5,048				207
2 利子	241	207	448				207
3 公債費 合 計	4,841	207	5,048				207

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	207	一時借入金利子

(款) 4 予備費  
(項) 1 予備費

項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	他特定財源	
1 予備費	1,825	783	2,608				783
1 予備費	1,825	783	2,608				783
4 予備費 合 計	1,825	783	2,608				783

